

令和二年度 大阪府職員労働組合 府税支部 中河内分会 職場要求

番号	要 求 事 項	回 答
1	<p>分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。 所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。</p>	<p>これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p>
2	<p>大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>賃金・手当の体系や人事評価のあり方等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
3	<p>府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	
4	<p>労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクを中止すること。</p>	
5	<p>非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	
6	<p>時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。</p>	
7	<p>、「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。</p>	

8	<p>「税込確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税込確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。</p> <p>新型コロナウイルスにより生活や経営が困難となっている府民、企業に対し、丁寧で十分な対応が必要であり、そのためにも人員確保をはじめとする適切な措置を講じ、職員の労働条件の確保を図ること。</p>	<p>「税込確保対策」は極めて重要な課題であり、所内や課内での会議等を適宜開催するなど職員間の意思の疎通を図りながら推進してまいりたい。</p> <p>その他については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
9	<p>先般の大阪府北部地震、豪雨における参集実態の教訓を踏まえ、参集方法や参集場所等、職員の参集時の危険回避のための改善方を、職員の意見を踏まえて検討すること。また、現在職員の自己負担となっている、交通途絶等によりやむをえず通勤認定ルートを外れて参集した場合の交通費を支給すること。</p> <p>新型コロナウイルスに係る応援等に係る通勤認定変更については、応援を出す職場・職員の負担軽減を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>特別休暇の判断、参集要員・対応業務については、今後とも税政課と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたい。また、迂回通勤等による交通費の負担や新型コロナウイルスの応援等に係る通勤認定変更については、税政課に伝えてまいりたい。</p>
10	<p>職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。</p>	<p>人事異動については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
11	<p>再任用職員の労働条件等を改善すること。</p> <p>①賃金・労働条件の格差をなくし、職員を平等にとりあつかうこと。給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。</p> <p>②再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。</p>	<p>再任用職員の処遇については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
12	<p>VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>VDT作業における職員の健康管理については、今後とも、全員の受診を促進するとともに、特別健康診断の受診に遺漏の無いように取り組んでまいりたい。</p>

13	<p>下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善を行うこと。また、冬季についても能率的な職務と職員の健康管理のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室温28℃を徹底し、職員が快適に執務できるようにすること。 ・室温28℃は冷房の設定温度ではないことを踏まえ、全体の室温が28℃となるようにすること。 ・冷房は勤務時間の30分前には運転を開始し、勤務時間終了時まで切らないこと。 ・職員がやむを得ず時間外勤務を行う場合は冷房を運転すること。 	<p>空調については、執務室内の適温管理に努めているところであり、今後とも気象状況に留意しながら、適切な運用に努めてまいりたい。</p>
14	<p>保育特休を復活させ拡充すること。当面、保育要件を充分考慮すること。</p>	<p>要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
15	<p>パワハラ・マタハラ、セクハラなどハラスメントのない、働きやすい職場環境を確保すること。</p>	<p>ハラスメントの防止に向けた研修や啓発に引き続き取り組んでまいりたい。</p>
16	<p>欠員には正規職員を補充するなど、業務量増大や長時間・過密労働にならないようにすること。</p>	<p>長時間労働の防止については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
17	<p>人事異動は本人の希望を尊重し、一日の拘束時間の大幅な増大や過重労働などで退職に追い込まれることのないようにすること。</p>	
18	<p>職員の自己負担やプライバシーの保護に影響するため、業務に使用する携帯電話を整備すること。</p>	<p>業務連絡用としては、フリーコールの利用の周知に努めてまいりたい。携帯電話の整備については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>

<p>19</p>	<p>安全衛生を確保するための環境整備を行うこと</p> <p>(1)空調や事務機器の配置、狭あい問題など、当所の建物の老朽化に起因する職場環境問題を解決するため、建て替えをすること。エレベーターを設置すること。</p> <p>(2)執務室ごとに温度調整できるように空調設備を改善すること。また、異常気象が続くもと弾力的な運用で快適な職場環境を保持すること。</p> <p>(3)安全衛生委員会の活動を強化し、快適な職場環境の実現と健康管理体制の強化をすること。</p> <p>(4)定期検診の精度を高めること。人間ドックは、再任用職員を含め、受診希望者全員を受け入れること。55ドックは選択制を保障すること。</p> <p>(5)女性検診は、再任用を含め、受診希望者全員を受け入れ、毎年実施すること。</p> <p>(6)メンタル不全が増大していることや、経済的負担が大きいこと、取得抑制になり重症化につながりやすいため、1週間未満の病気休暇の診断書義務付けを止めること。</p>	<p>(1)施設改善については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(2)冷暖房の運転については、気象状況の変動に対応しつつ、今後とも弾力的な運転を実施してまいりたい。空調設備の改善については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>(3)安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職場環境測定を2ヶ月に1回実施しているところであり、今後とも職員の健康管理及び職場環境の改善に努めてまいりたい。</p> <p>(4)(5)(6)健診の改善等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
-----------	---	---